

国土強靱化地域計画

令和元年 12 月

令和 3 年 1 月改定

令和 7 年 3 月改定

高野町

目 次

第 1 章 強靱化の基本的な考え方	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 位置・交通・地形・自然等	4
4 基本姿勢	7
5 計画の推進期間と不断の見直し	8
第 2 章 本町に被害を及ぼすと想定される災害	9
第 3 章 最悪の事態に陥らせないため、高野町を強靱化するうえでの目標等	13
1 地域強靱化の基本目標等	13
2 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)と施策分野	13
3 地域強靱化を進める上での基本的な方針	15
第 4 章 起きてはならない最悪の事態別の推進方針	16
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	16
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	25
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	30
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービス は確保する	32
5 大規模自然災害発生直後であっても経済活動を機能不全に陥らせない	34
6 大規模自然災害発生後であってもライフライン、燃料供給関連施設、 交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	37
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	39
8 大規模自然災害発生後であっても社会・経済が迅速かつ従前より強靱な 姿で復興できる条件を整理する	43
参考	49
計画書の中で出てくる単語等の説明	50

第 1 章 強靱化の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

日本では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害、毎年のように発生する台風・豪雨災害など、これまでに数多くの大規模自然災害に見舞われ、そして、災害から長い時間をかけ復旧と復興を繰り返してきた。

近い将来発生するとされている南海トラフを震源とする巨大地震や首都直下地震、火山噴火等に対し、これまでの災害対応で得た教訓を生かすことを目的に、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という）が施行された。

そして、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくりを推進する必要があるとの観点から、平成 26 年 6 月に、国土の強靱化に関する個々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という）が策定された。

また、国土強靱化は国、地方公共団体、民間事業者、そして国民が一丸となり取り組むことが必要であり、それぞれの立場を尊重しつつ連携する体制を構築しなければならない。

これらを踏まえ本町では、今後、発生すると考えられる南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害に備え「高野町国土強靱化計画」を策定した。

計画は、国の基本計画と和歌山県国土強靱化計画と調和を図りつつ、当町ので勢・環境・規模等に即したものとし、災害から町民の命と財産を守り、そして迅速に復旧・復興が可能となるよう「強さ」と「しなやかさ」を持った高野町を目指すための各計画の指針として策定した。

2 計画の位置づけ

国土強靱化計画は、地域防災計画が地震や洪水などの「リスク」を特定し「そのリスクに対する対応」を取りまとめた計画であるのに対し、あらゆる「リスク」を見据えつつ、どのようなことが起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げることを目的とする計画である。

そのため、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等様々な重要機能のあり方をリスクマネジメントの観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するもので、基本計画 13 条に基づき、当町が有する政策分野の計画等の指針や上位計画に位置付けられる「アンブレラ計画」としての性格を有している。実施主体も、地域においては、地方公共団体内の関係部署・部局にとどまらず自治会や住民、商工会議所等の経済団体や交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等に係る民間事業者など、広範な関係者と連携・協力しながら進めることとする。

3 位置・交通・地形・自然等

(1) 本町の位置

本町は、和歌山県の北東部、東経 135 度 35 分・北緯 34 度 12 分に位置している。町域は、東西約 22 km、南北約 12 km、総面積 137.03 k m² である。南東部は奈良県、南西部はかつらぎ町、北部は九度山町、橋本市と接し、中心集落の高野山地区から近畿圏の中心都市大阪市までは、直線距離で約 53 km、バス・鉄道（急行列車）で約 2 時間 10 分、県庁所在地和歌山市までは直線距離で約 38 km、バス・鉄道（普通列車）で約 2 時間 30 分の距離にある。もうひとつの基幹集落である富貴地区から奈良県五條市中心部までは、自動車約 30 分、バスで約 50 分の距離にある。

また、海外への玄関口である関西国際空港までは直線距離で約 40 km の距離にある。



(2) 交通

本町の主要道路は国道 480 号と国道 370 号、国道 371 号があり奥之院を起点とし、田辺市龍神村までを結び国道 371 号の一部を通る「高野龍神スカイライン」は、一般有料道路として開通したが、「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録に備える形で、平成 15（2003）年に無料とした。

その他の主要道路として、平成 19（2007）年に国道 480 号の整備事業により開通した志賀高野山トンネル（全長 1,070m）、平成 27（2015）年の「高野山開創 1200 年記念大法会」を契機として、渋滞緩和を目的に開設された、高野山の南側を東西に走る国道 371 号、（通称：高野山道路・環状道路）延長約 4 km がある。

■ 路線図

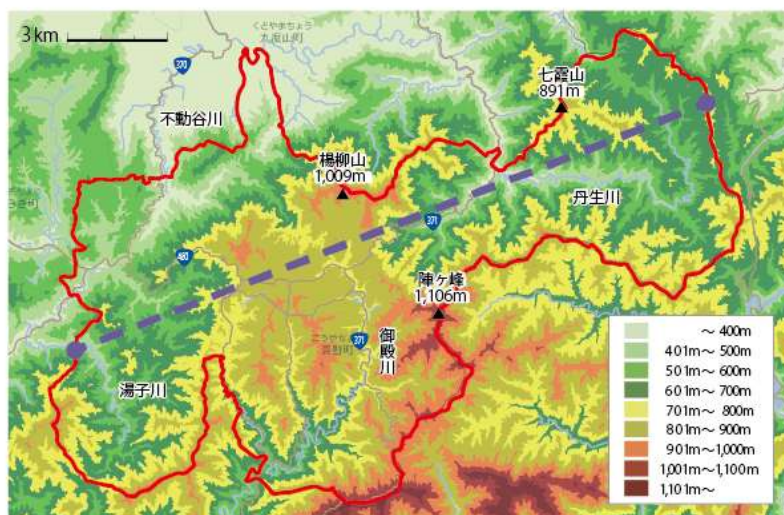


(3) 地形

本町の地形は、最高峰の陣ヶ峰をはじめとする標高 1,000 m 前後の高い山々が町境、県境沿いに点在して山地を形成しており、町域の 70.6% が標高 600 m 以上の高地で、かつ、傾斜度 30 度以上の急傾地が 88.2% を占める谷密度の高い地形となっている。

基幹集落である高野山地区は、概ね台地状の高原で、標高 800 m から 850 m と比較的標高差が少なく、富貴地区の一部を占める富貴盆地とともに山頂傾斜面となっている。

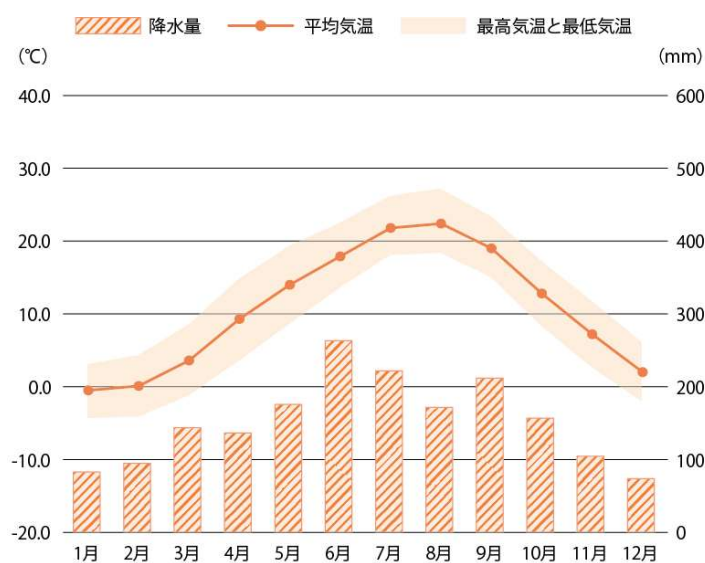
■ 地形図



■ 気象

紀の川流域は冬季に比較的乾燥し、夏季に降雨の多い瀬戸内気候に属し、高野山地帯と紀の川地帯とに区分される。高野山地帯に属する本町域は地域によって多少異なるが、平均気温は 10℃ 前後であり、紀の川地帯に比べると 5℃ ほど低く、冬季には最低気温がマイナス 10℃ 前後になる日もある。例年 10 ～ 20 cm の積雪があり、最深積雪は 30 cm となり、冠雪害が発生することもある。

降水量と気温の月別推移



単位：気温 (°C)、降水量 (mm)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温	-0.5	0.1	3.6	9.3	14.0	17.9	21.8	22.4	19.0	12.8	7.2	2.0
最高気温	3.2	4.4	8.6	14.9	19.4	22.6	26.3	27.3	23.5	17.4	11.9	6.2
最低気温	-4.3	-4.1	-1.2	3.6	8.6	13.6	18.1	18.4	15.1	8.4	2.7	-2.0
降水量	83.1	95.3	144.2	137.2	176.6	264.5	222.8	172.5	212.8	157.6	105.1	74.1

4 基本姿勢

災害による様々な事態が想定されるなか、限られた資源で効率的に強靱化を進めるには、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせるとともに、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。物的被害は、元に戻すことができて、失われた尊い命は永久に戻ることはない。何より守らなければならないのは人命であり、本町は以下の基本姿勢で強靱化を実施する。

I 災害による犠牲者ゼロの実現

本町は、災害による犠牲者ゼロを実現するための避難対策を最優先で実行する。

南海トラフ巨大地震では約四十数人の死傷者数が想定されている。

また、集中豪雨が多発し甚大な災害が発生していることから、避難指示等の判断基準の見直しや和歌山県気象予測システムを活用し適切な情報を提供する。また浸水対策、土砂災害対策などを着実に推進する。

II 発災直後の救助体制と早期復旧体制の確保

災害発生時の人命救助は、72時間が経過すると生存率が急激に低下するといわれている。大規模災害が発生した場合、広い範囲で多数の被災者の発生が想定されることから、救助・救援、医療活動等をより迅速に行える応急体制の強化に取り組むとともに、必要な物資、ライフライン機能の確保を行っていく。

また、行政機関の災害対応能力を強化するため関係機関と連携した実践的な訓練などを実施するとともに、自分の身は自分で守るという「自助」と、お互いに助け合って守るという「共助」を基本とした地域防災力の強化に取り組んでいく。

III 町民生活の再建と産業の復興

被災した地域の復旧・復興が遅れると避難生活が長くなることで身体的精神的負担が増すことにより町民も生活を再建する気力を失ってしまう。そのまま放っておくと地場産業や観光産業の活動の停止を招き、被災地から労働人口が流出することになり、地域経済が停滞し、地域の活力が失われてしまう。

町民生活を迅速に再建するため、既に体制を構築している被害を受けた住家被害の認定や大量に発生する災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に処理するための支援体制等を効果的に運用できるよう準備するとともに、本格復旧に直ぐに着手できるよう事前復興マニュアルを策定しておくなど、事前準備に万全を期す。

さらに、長期間に及ぶ経済活動の停滞は町民生活にも大きな影響があることから、道路等の物流ネットワークの機能維持や、農産物、物流を維持できる体制整備に取り組むなど、地域経済を支える産業が迅速に再開・回復できる体制づくりを進めていく。

5 計画の推進期間と不断の見直し

本計画は、強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中期的な視野のもとで施策の推進方式や方向性を明らかにすることとし、今後の社会経済情勢等の変化や強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね10年後を見据えつつ5年間を推進期間とする。

また、毎年度の施策の推進状況の管理を行うとともに、必要に応じて所要の変更を加えるものとし、本計画に記載する推進方針に係る具体的な事業については、必要に応じて、別途、定めることとする。

第2章 本町に被害を及ぼすと想定される災害

本町は、比較的災害の少ない地域で人命を奪うほどの被害は近年発生していないが、いつ何時、人命・財産を失う最悪の事態を招くような大災害に見舞われるかもしれない。

平安時代に弘法大師空海が真言密教の根本道場として開創して以来、山上都市という厳しい自然環境の中で、これまで宗教都市として発展してきた。平成16年7月には、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された。この貴重な文化的遺産を次世代に継げることが、町の使命である。

しかし、人間の営みをいとも簡単に打ち砕くのが自然の力である。自然の脅威は突然襲いかかり、場合によっては、町そのものを壊滅させる力を持っている。高野町でも、雷による火災で大きな被害を度々受けた過去がある。いつ起きてもいいように日頃からの備えをしておくことが必要である。

一方で、災害は、それほど頻繁には起こらないのが現実である。寺田寅彦が言ったように、「天災は、忘れた頃にやってくる。」なかには、直下型地震のように、1,000年以上の周期で発生するものもある。そのため、あまり目先の対策に力をかけても続かない。

自然災害に対しては世代を超えて備えていかなければならない以上、防災の要素を日頃の生活の中に組み入れておくことが重要である。

弘法大師空海の開創以来、1200年続いてきたこの高野町を、災害に負けない持続可能な町にするには、防災文化をどれだけ生活に溶け込ませるかにある。

I 風水害

○ 浸水

近年では、河川改修も進み河川災害は抑制できていると考えられるが、今まで以上に台風や前線の停滞等により長期間豪雨が続いた場合は、洪水等による浸水域が拡大し、住家被害が増加することが予測される。

また、集中豪雨等により道路排水や水路等からの越水により市街地の冠水被害も予測される。

○ 風害

本町は、台風による倒木や電線設備の被災による停電も考えられ、道路被害によっては復旧が長引くと長期停電も考えられる。

II 土砂災害

当町は、急峻な山に囲まれた中山間地にあり、土砂災害警戒区域等の指定されている地域が多く存在する。そのため、降雨期や台風により毎年のように小規模ではあるが土砂災害が発生、幸いにも今まで人的被害が発生していないが、長時間豪雨が続いた場合には大規模災害のおそれが予測される。

Ⅲ 雪 害

当町は、山間地にあるため、年に 10～15 日程度雪が積もる。その都度 10 cmを超えると除雪作業を行っているが、積雪量が多くなると全路線の除雪には時間を要し交通機関に影響が生じる場合もある。

今まで 1 m近い積雪記録もあるが積雪による人的被害は発生していない。今後、寒冷前線の停滞により降雪が長期化すると、住家被害や人的被害だけでなく経済被害も生じる可能性もある。

Ⅳ 火 災

当町には、多くの大火の記録が残されている。近年は、消防力の向上により大規模住宅火災は少なくなっているが、寺院や文化財、木造住家も多く、気象条件や出火場所によっては、大規模火災のおそれが十分考えられる。また、当町の総面積の 90% 以上が山林であることから、車両の進入が困難な場所で山林火災が発生した場合の被害は甚大なものとなる。

Ⅴ 地 震

当町は、内陸部に位置するため津波の心配はなく、南海道地震（昭和南海地震）では、地割れ等の被害があったものの、地震による大きな被害は今まで記録されていない。

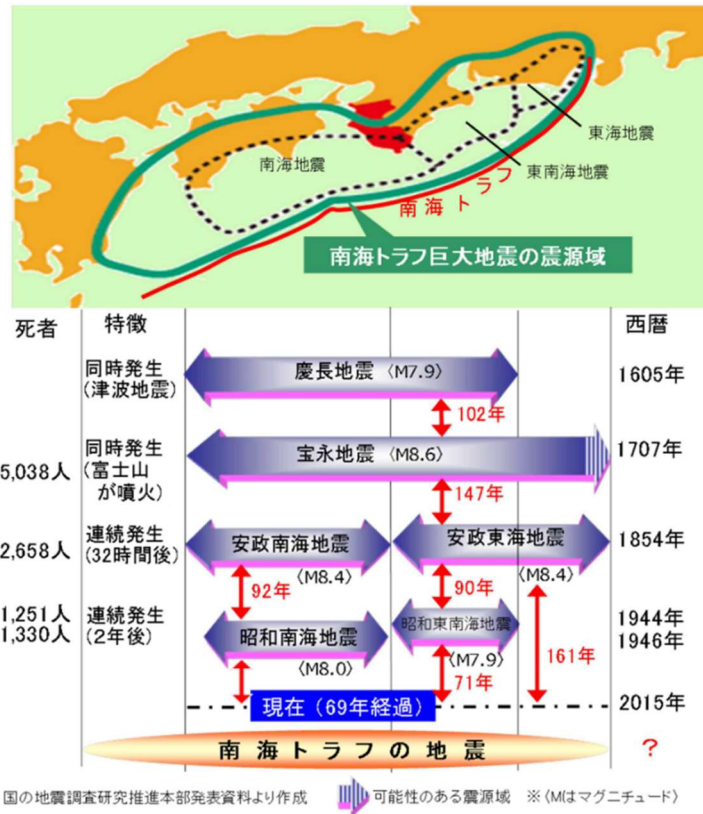
また、活断層も確認されていないことから、地震災害に対する危機意識は海岸沿いの市町村に比べ低いのが現状である。

しかし、南海トラフ巨大地震（マグニチュード 9.1）が発生した場合は、当町では概ね震度 6 弱が予測されることから、建物被害・人的被害はもちろんのこと、ライフライン・公共交通及び道路交通等、周辺地域の被災状況により支障きたし、経済活動にも大きな被害が生じることが考えられる。

〈 現状・課題 〉

紀伊半島は南海トラフに近く、内陸の一部まで地震の震源域が到達するため、県内全域で強い揺れが予測されている。町内には約 3,700 棟の建物があるが、3 連動地震では約 33 棟、南海トラフ巨大地震では約 415 棟の建物が地震の揺れ等（振動、斜面の崩壊）による被害があると想定されている。

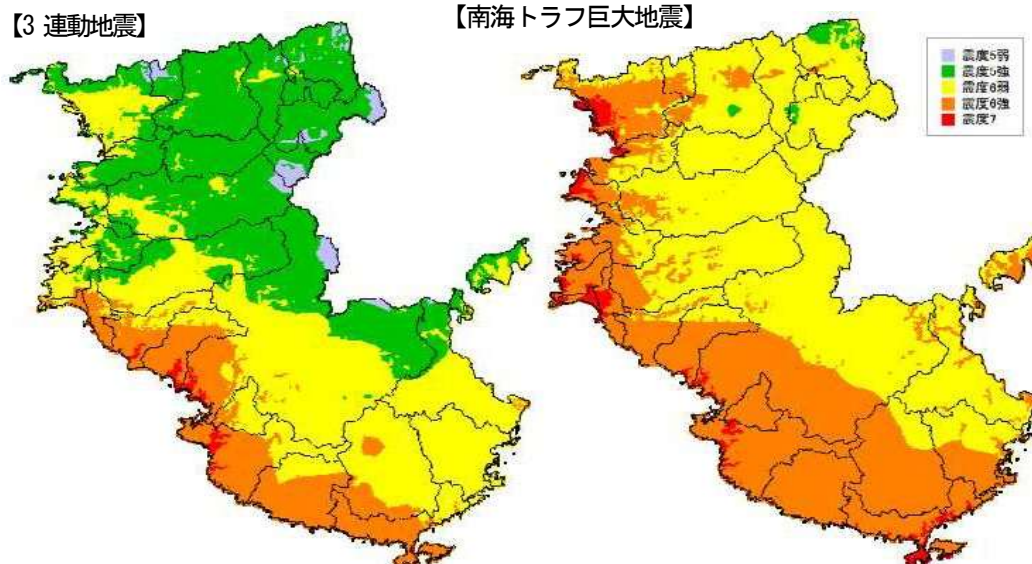
令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震は、地震で一部損壊した家屋が豪雨による土砂崩れで全壊するといった、「同時被災型複合災害」により被害が拡大し、災害対応がより困難になったことを踏まえ、町内で南海トラフ地震発生後に梅雨や台風による豪雨に見舞われた場合の複合災害の連発も想定される。



【地震予測】

地震名	規模	震源断層の位置
3連動地震	Mw 8.7	静岡県から高知県
南海トラフ巨大地震	Mw 9.1	静岡県から宮崎県
中央構造線による地震	Mw 8.0	淡路島南沖から和歌山県・奈良県境付近

【3連動地震及び南海トラフ巨大地震の震度予測図】



参考資料 1 「3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定

【地震予測】

地震名	規模	震源断層の位置
3連動地震	Mw 8.7	静岡県から高知県
南海トラフ巨大地震	Mw 9.1	静岡県から宮崎県

【被害想定】

(平成26年度和歌山県公表)

		3連動地震		巨大地震	
		県全体	高野町	県全体	高野町
震度分布		震度5強～震度7	5強	震度6弱～震度7	6弱
建物被害	全壊棟数	約5万9千棟	7棟	約15万9千棟	65棟
	半壊棟数	約8万8千棟	26棟	約10万1千棟	350棟
人的被害	死者数	約1万9千人	0人	約9万人	3人
	負傷者数	約1万9千人	2人	約4万人	39人
ライフライン被害	上水道	約88万人	2300人	約97万人	3000人
	下水道	約14万人	0人	約18万人	34人
	電力	約18万人	812人	約50万人	2900人
	通信	約8万回線	21回線	約24万回線	1700回線
	都市ガス	約8万戸	—	約1万6千戸	—
交通施設被害	道路	約1500箇所	3箇所	約2100箇所	5箇所
	鉄道	約600箇所	3箇所	約800箇所	11箇所
	港湾	約100箇所	—	約300箇所	—
生活への影響	避難者	約28万人	470人	約44万人	530人
	帰宅困難者	約19万人	1200人	約19万人	1200人
	物資	約200万食	3400食	約310万食	3900食
	医療機能	約6千病床が不足	—	約2万病床が不足	—
災害廃棄物等		約800万トン	470t	約2200万トン	5600t

第3章 最悪の事態に陥らせないため、高野町を強靱化する うえでの目標等

1. 地域強靱化の基本目標等

大規模自然災害が発生し、本町が未曾有の被害を被った場合でも、以下に設定する「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」に基づき事に臨む。なお、これらの目標は国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）における「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」に則して設定するものである。

(1) 基本目標等

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 町行政機能や社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 町民の財産及び公共施設かかる被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

(2) 事前に備えるべき目標

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 大規模自然災害発生直後であっても経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であってもライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整理する

2. リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)と施策分野

高野町におけるリスクシナリオは、近い将来発生するおそれのある「3連動地震や巨大地震」、近年多発している集中豪雨等により引き起こされる大規模災害、高野町においても各種の「起きてはならない最悪の事態」が発生すると考えられる。

高野町で想定される「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 施設等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生 1-2 不特定多数が集まる施設の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生 1-3 突発的な浸水及び風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生 1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 消防団・消防署、警察の施設等、被災による救助・救急活動等の機能不全 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足と被災地での支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による大幅な行政機能の停止及び町職員・公共施設等の被災による町行政機能の不全
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 電力停止による情報伝達の不備による避難行動の遅れで多数の死傷者の発生 4-2 町防災行政無線施設の損壊による情報提供機能の長期停止
5 大規模自然災害発生直後であっても経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止により安定的な供給の停止 5-2 金融サービス等の機能停止による行政機関や各家庭に甚大な影響が発生する事態
6 大規模自然災害発生後であってもライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油等の燃料サプライチェーンの機能停止 6-2 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 7-2 ため池等の損壊、機能不全による二次災害の発生 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整理する	8-1 鉄道・道路の基幹インフラ損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 上水道・飲料水の長期間にわたる供給停止 8-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止とそれに伴う感染症の発生 8-4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

3. 地域強靱化を進める上での基本的な方針

本町の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた本町全域にわたる強靱なまちづくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の事項を基本的な方針として推進する。

地域強靱化の取り組み姿勢

- 1 本町の強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から吟味しつつ、取組の推進
- 2 短期的な視点によらず、長期的視野を持った計画的な取組の推進
- 3 地域間連携の強化による、災害時の相互応援体制の構築
- 4 経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
- 5 社会の力を総合的に踏まえつつ、適正な制度、規制の在り方を見据えた取組の推進

適切な施策の組み合わせ

- 1 防災施設の整備などのハード対策と防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせた、効率的な施策の推進
- 2 国、地方自治体、事業者と町民が適切な連携や役割分担
- 3 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策への工夫

効率的な施策の推進

- 1 人口減少などによる町民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政の効率的な運営など、施策の重点化の推進
- 2 既存の社会資本の有効活用による費用縮減と効果的な施策推進
- 3 民間資金の積極的活用
- 4 施設等の効率的かつ効果的な維持管理
- 5 人命を保護する観点から土地の合理的利用の促進
- 6 科学的知見に基づく研究開発の推進とその成果の推進

地域特性に応じた施策の推進

- 1 人のつながりやコミュニティ機能の向上、強靱化を進める担い手が活動できる環境整備
- 2 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人や観光客等への配慮
- 3 自然との共生、環境との調和と景観の維持への配慮

第4章 起きてはならない最悪の事態別の推進方針

起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針を次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標その1

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 施設等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生

脆弱ポイントの具体的内容

- 町内住宅密集地や不特定多数が集まる施設での建物倒壊や火災による死傷者の発生。
- 本町は「地震時に著しく危険な密集市街地」には指定されていないが、住宅が密集している地域もあることから、建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地の火災により死傷者が発生するおそれがある。
- 町内住宅密集地において、幅員の狭い道路沿いの住宅や電柱などの構造物倒壊や倒木等により道路を閉塞するおそれがある。
- 本町の住宅密集地は高野山・富貴地区があり、想定される地震災害に見舞われた場合、倒壊による危険性または、火災発生時に初期消火ができないおそれがある。
- 本町においても町庁舎をはじめとする多くの公共施設（町内小中学校、公民館、町民会館、各地区集会所等）があるが、それらの施設においては、耐震基準を満たしていない建物も存在している。
- 町内小中学校、保育園は耐震化率 100% となっているが、役場庁舎や支所、一部の集会所については、耐震化されていない状況である。
- 年間 93,000 人の外国人観光客を宿泊させる宿坊は、災害時の避難路の多言語化ができておらず複雑な構造を持つものが多いため、避難する際に問題がある。
- 伝統的な日本建築等が多く、火災に弱く、又、耐震性を満たさないものが多い。
- 地震により防火水槽が損壊し、消火用水が確保できなくなる。

現在の取組状況

- 町内住宅（旧建築基準）の耐震診断・家屋の補強（固定）について助成措置（国・県・町補助）を推進し、地震による家屋倒壊の対策としている。
- 町消防団の車両、資機材等の整備充実を計画的に実施する他、町内各地区で自主防災組織を結成いただき、防火訓練等の各種災害に対応した訓練実施をお願いしている。
- 空き家対策としては、空き家調査を実施し対策を検討している。
- 毎年 1 回は防災訓練を実施、災害時の対応や避難訓練を実施している。
- 町内にある公設防火水槽 59 基の内、主要なものから耐震化を実施している。

対応方策

- 町内の自主防災組織の充実。
- 各地域の自主防災組織による防火訓練や各種災害に対応した訓練や町総合防災訓練の実施。
- 町内家屋の耐震診断の実施推進及び耐震化促進。
- 公営住宅の耐震化。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。
- 危険な空き家の除却促進。
- 災害による傷病者の治療を行う医療施設や、避難所として利用する可能性のある福祉関連施設、学校施設等の耐震化を一層促進する。
- 宿坊寺院、観光施設等の集客施設において、迅速かつ的確に避難誘導が行えるよう災害対応訓練を強化する。
- 鉄道施設、観光施設等の耐震化を推進。
- 家具転倒防止金具取付けの推進。
- 防災出前講座の実施。
- 町内住宅（旧建築基準）の耐震診断・家屋の補強（固定）について助成（国・県・町補助）を推進。
- 住宅・建築物安全ストック形成事業を活用し推進する。
- 町内消防団の人員確保、資機材の充実を計画的に実施。
- 空き家調査を実施し、空き家問題の対策を講じる。
- 年 3 回、学校単位で児童・生徒の避難訓練（災害別）を実施する。
- 宿坊での避難路の多言語化による案内ができるよう、各宿泊施設に依頼する。
- 既存の防火水槽を計画的に耐震化していく。

指標	現状	目標
町内の自主防災組織率 現在 100%	100%（R 1）	維持
防災拠点施設耐震化率	33%（R 1）	100%（R 10）
公共施設耐震化率	62%（R 1）	100%（R 10）
町内家屋の耐震診断件数	38 件（H30 時点計）	5 件/年間
耐震診断が必要な家屋の戸数	1,891 戸	耐震診断を促進

耐震診断が義務化された避難所の機能を有する大規模建築物の耐震化率	100%（R 1）	維持
家具転倒防止金具取付件数	未確認	取付率向上
消防団車庫の耐震化	8%（R 6）	100%（R20）
宿泊施設における避難経路の多言語化	0%（R 1）	100%（R10）
未把握防火対象物の立入検査	実施中	全対象物の把握
住宅用火災警報器の設置調査	実施中	設置率向上
違反対象物の是正指導	実施中	徹底した法令遵守
町営住宅における耐火性の充実	消火器等の設置、更新	「高野町営住宅長寿 命化計画」に基づく 設備の修繕更新
防火水槽の耐震化	8基（R 6）	12基（R10）

1 - 2 不特定多数が集まる施設の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

脆弱ポイントの具体的内容

- 本町は、宗教施設を有する観光地でもあり不特定多数の人々が訪れるが、それら施設においても老朽化や耐震基準を満たしていない建物も存在している。このため甚大な被害が発生するおそれがある。
- 大地震による家屋倒壊や土砂災害では指定された避難場所に避難すると思われるが、高齢者・障がい者等の災害弱者にとっては距離が遠く、夜間に地震等の災害が発生した場合、初動体制が整うまで時間がかかる事も考えられる。また、観光客（外国人含む）の指定避難場所等への誘導方法等が整備されていない。
- 防災・復興拠点基地となるべき町庁舎は、耐震化が行われておらず大規模地震時には機能を果たせない場合も考えられる。また勤務中であれば職員や来庁者が被災することも想定される
- 避難誘導する町職員や消防団員等の避難が遅れ、被災することが懸念される。
- 本町においては、多くの公共施設が耐震基準を満たしていない建物も存在、このため甚大な被害が発生する可能性がある。

現在の取組状況

- ハザードマップを作成し、町内各戸に配布し災害避難訓練を自主防災組織の参加により実施。また、各地区自主防災組織による自主訓練の実施を促している。

- 災害時等の緊急情報を住民に円滑に提供するために、防災行政無線と連携する自動起動装置 (J-ALERT) を整備。(H23)
- 耐震化のできていない施設の耐震化を準備中。
- 小中学校、こども園については、耐震化率 100 %。

対応方策

- 災害別に避難所を再検討する。
- ハザードマップを配布し、避難所等を周知している。
- 各自主防災組織の自主訓練に伴う職員の派遣。
- 自助・共助・公助の原則化により、町職員が不在でも対応できる地域住民の育成。
- 未耐震化の公共施設の耐震化を進める。
- 不特定多数が集まる施設で設置されている消火設備の適正な維持管理を図るため、消防機関による立入検査と指導を強化する。
- 火災予防・住宅防火対策の広報を実施し出火防止対策を推進する。

指標	現状	目標
ハザードマップを更新	更新 (R 2)	更新 (R 10)
公共施設耐震化率【再掲】	62% (R 6)	100% (R 10)
宿泊施設における避難経路の多言語化【再掲】	0% (R 1)	100% (R 10)
未把握防火対象物の立入検査【再掲】	実施中	全対象物の把握
住宅用火災警報器の設置調査【再掲】	実施中	設置率向上
違反対象物の是正指導【再掲】	実施中	徹底した法令遵守

1 - 3 突発的な浸水及び風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生

脆弱ポイントの具体的内容

- 集中豪雨等による道路排水や水路等からの越水による冠水被害の恐れがある。
- 台風や集中豪雨により、河川の氾濫等による洪水被害の恐れがある。
- 土砂災害危険箇所が多く存在するため集中豪雨による土砂災害の危険が高まる。
- 床上浸水などで逃げ遅れる可能性のある高齢者や要支援者が存在する。
- 町内において、土石流危険渓流 187 箇所、山腹崩壊危険地区 96 箇所、崩壊土砂流

出危険地区 113 箇所、地すべり危険箇所 10 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 348 箇所ある（高野町地域防災計画）。これらの箇所で災害が発生した場合、建物及び人的被害や道路などの社会資本への被害が発生するおそれがある。

- 前記の土砂災害の発生により、死傷者の発生や集落が孤立するおそれがある。
- 地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により農林業における災害発生リスクが懸念される。
- 避難指示等の発令前に土砂災害等が発生する場合がある。

現在の取組状況

- ハザードマップを作成し、町内各戸に配布し災害避難訓練を自主防災組織の参加により実施。また、各自主防災組織による自主訓練の実施を促している。
- 被害が発生する前に必要な情報を的確に伝達し迅速に安全な場所に避難を促している。
- 浸水被害を事前に防止するため、河川整備、下水道整備などの総合的な対策を実施。
- 土砂災害危険箇所においては、町で対応できる箇所については、必要な防災対策を計画的に行っているが、それ以外の箇所については県などの関係機関に防災対策を講じるようお願いしている。
- 高野町地域防災計画では、気象警報や雨量情報等による水位情報や土砂災害警戒避難判定図により、避難判定基準を策定し災害に係る避難指示等を発令している。
- 現在、「高野町地域防災計画」により、気象情報等により避難判断基準を策定し、浸水害・土砂災害に係る避難指示等を発令している。

対応方策

- 土砂災害危険箇所の調査や指定・公表をする。
- 急傾斜地危険箇所において、人家付近の箇所より改修を実施する。
- 浸水等による被害が発生する前の段階で気象庁や県から必要な情報が伝達される。町長が避難指示等の発令を的確に判断し、迅速に住民が避難できる体制を構築する。
- 浸水被害を未然に防止するため、河川整備、下水道整備などの総合的な対策を行う。
- 集中豪雨による溢水や地震による決壊等の危険度が高いため池について、耐震化や廃止を含めた対策を実施する。
- 住民が安全な場所に逃げるべきかを各自で判断できるよう、想定される降雨量等における浸水範囲を設定する。時間に余裕がある場合は、より高くより離れた安全な場所へ避難することを引き続き徹底する。
- 大規模な災害にも安全を保つことができる避難先を確保するため災害被害の可能性、施設の階層、構造等を考慮した風水害避難先安全レベルの考え方に基づいて、町による避難先の見直しを行う。

- 的確かつ迅速な避難指示等の発令により住民の早期避難を促すため、「和歌山県避難指示等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」に基づいて町の避難指示等の発令基準（水害に係るもの）の見直しを行う。
- 和歌山県気象予測システムから得られる高精度な降水予測情報や地方気象台からの情報を活用して、早期かつ的確に避難指示等の発令を判断する。
- 内水浸水想定区域図（ハザードマップ）の作成を行う。
- 上記について、公共下水道（高野山処理区）において内水ハザードマップを作成する。
- 避難に資する水位や下水道施設の水位や降雨等のデータの計測機器等の設置及び情報伝達・配信システム等の整備を行う。
- 上記について、公共下水道（高野山処理区）における浸水対策事業として進める。
- 老朽化した、ため池 5 箇所（内 3 箇所は防災重点ため池）と、受益面積は 9.0 ha あり、各水利組合がその維持管理に当たっているが危険度の高いため池の点検を実施するとともに、ため池の保全管理体制を整備する。
- ため池が決壊するおそれのある場合または決壊した場合に、迅速かつ安全な避難を可能とするため、ため池浸水想定区域図・ハザードマップを作成する。
- 大規模盛土造成地の変動予測調査の実施と住民への情報提供を実施する。
- 大規模盛土造成地の対策工事を推進する。

指標	現状	目標
町内主要河川における氾濫ハザードマップの策定	策定無し	早期策定
内水ハザードマップの策定	策定無し	策定(R 7)
急傾斜地危険箇所において人家付近の箇所より改修	0%	10% (R 10)
人家より離れた未改修地についても随時早急に対応する	0%	10% (R 8)
ため池点検診断の実施（受益 2 Ha 以上）	点検（H30）	早期に着手
ため池浸水想定区域図・ハザードマップの作成（3 箇所）	0 箇所（H30）	3 箇所（R 10）

1 - 4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

脆弱ポイントの具体的内容

- 住民に各種情報を伝達する防災行政無線が想定を超えた被災により、機能不全になるおそれがある。基地局の無線設備がある本庁舎の倒壊(未耐震化)。
- 職員の参集が遅れ避難指示等の放送が遅れることが想定される。

- 災害発生時の電話の使用制限等により、災害対策本部と避難施設等との情報の共有に不具合が生じることが想定される。
- 情報発信後の対応が共有できるのか疑問が残る。
- 外国人観光客に対し、英語等で情報伝達する体制が確立されていない。

現在の取組状況

- 町防災行政無線、エリアメール等を用いた気象情報、避難指示等の迅速な提供。高野町ハザードマップ（土砂災害）の有効活用と町ホームページ掲載により、住民への啓発に取り組んでいる。
- 災害等の非常時に備え、外国語を話せる住民等ボランティア登録の推進や避難所としての高野山観光情報センターの充実に取り組んでいる。
- 県と連携して、自主的な避難所運営体制を確保するため、自主防災組織の代表者等を対象とした避難所運営リーダー養成講座に参加。

対応方策

- 住民に各種情報を伝達する防災行政無線が想定外を超えた被災により、機能不全になるおそれがある場合の連絡方法を協議。
- 県と連携して、地域における活動の中心となる地域防災リーダーの養成を進めるとともに、自主防災組織の充実・強化を図る。
- 職員の参集が遅れ避難指示等が遅れることのないように一斉メール配信。
- 災害発生時の電話の使用制限等により、町災害対策本部と避難施設等との情報の共有に不具合が生じることが想定されるので、連絡方法等を町内会長会議で周知。
- 町防災行政無線設備は、機器の陳腐化により更新が必要で防災行政無線の再構築(デジタル・アナログ併用)を計画している。
- 災害等の非常時に備え、外国語を話せる住民等ボランティア登録の推進や避難所としての高野山観光情報センターの充実に取り組む必要がある。
- 双方向通信やデータ通信等により迅速でわかりやすい情報伝達を可能にするため、防災行政無線のデジタル方式への改修・更新を行う。
- 緊急の避難が必要なエリアにいる住民に、洪水情報等を迅速に伝達するため、エリアメール（NTT ドコモ）や緊急速報メール（au、ソフトバンク）による緊急情報の発信を継続して活用する。
- 気象情報や警報・注意報、避難指示等の情報を早期に提供するため、県による防災わかやまメール配信サービスでの情報発信を継続して活用する。
- 外出先等でも近くの避難先を把握できるよう、県が提供している、GPSによる現在地付近の避難先の表示、ルート検索ができるナビアプリの活用を促すとともに、ヤフーサービス上の県内避難先情報も最新情報に更新して提供する。

- どこにいても気象情報、避難指示等の情報を受信できるよう、携帯電話の受信品質の向上を一層促進する。
- 情報伝達手段を多重化するため、ＡＭ放送の難聴エリアを補完するＦＭラジオ中継局を整備するなどラジオ難聴取世帯への対策を一層強化する。
- 情報通信の多重化を進めるため、防災情報の伝達に衛星通信を活用するとともに、緊急情報の発信や安否確認等への準天頂衛星の利用を検討する。
- 町民向けに情報を発信している「知らせてネット」の利用促進を図る。
- 避難場所とする都市公園等について、生活物資の備蓄や防災機能の充実・強化を促進する。
- 高野山大学管理者と災害時の防災拠点として利用できるよう防災上の利用に関する協定を締結し、防災機能の強化を図る。
- 高齢者、障がい者など、災害時に安全な場所への避難に支援を要する方々の把握と必要な支援体制を整備する。
- 避難行動要支援者の避難支援のために必要な資機材等を整備する。
- 避難支援プラン（個別計画）を、地域の消防団や橋本・伊都地域消防指令センターに情報共有する。
- 町内における社会福祉協議会及び社会福祉法人において福祉避難所等の協力体制を図る。
（高野地区、富貴地区協定済み）

指標	現状	目標
防災行政無線デジタルに改築・更新	調査中	早期に事業化
エリアメール、緊急速報メールによる情報提供	実施中	継続
防災わかやまメール配信サービスによる情報提供	県により実施中	継続
避難先検索アプリによる避難先情報の提供	県により実施中	継続
ヤフーサービスによる県内避難先情報の提供	実施中	継続
外国語を話せるボランティア登録者数	0 名	5 名（R10）
防災行政無線（移動系）	車載局 21 台、携帯局 12 台、孤立集落通信用 14 台、非常時通信用 4 台（H30）	継続
知らせてネット・防災メールの登録数	約 544 件（H30）	継続
「紀の国防災人づくり塾」修了者	県により実施 6 人	町推薦枠 2 名 受講推進
自主防災組織率	100%（H30）	維持
自主防災組織主催の避難（所）訓練の実施	実施中	継続

避難所運営リーダーの養成【再掲】	79 人（H29～）	継続
観光客等、帰宅困難者の避難場所等の締結数	2 団体（R1）	2 団体（R10）
避難支援プラン（個別計画）の策定数	51（50％）	100（100％） R10 年度まで

1 - 5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

脆弱ポイントの具体的内容

- 寒冷前線の停滞により予測不能な雪が降り続くことで交通網に支障が生じる恐れがある。
- 大量の積雪で除雪が間に合わなく避難所の開設及び避難できない恐れがある。
- 避難所における暖房器具の不足。
- 職員の参集が遅れ避難指示等の放送が遅れることが想定される。

現在の取組状況

- 災害時を想定した体制は整備されていない。

対応方策

- 近年、積雪量が減少していることにより、大雪時の体制を再検討し、整備体制を整える。
- 冬季における災害発生を想定した防災訓練を実施。

指標	現状	目標
積雪時における防災訓練の実施	未実施	1 回/年 R7 年度以降

事前に備えるべき目標その2

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 消防団・消防署、警察の施設等、被災による救助・救急活動等の機能不全

脆弱ポイントの具体的内容

- 迅速な救助・救急、医療活動が求められるが、被害が広範囲に及ぶ大規模災害が発生した場合、人員、資材等の不足が懸念される。
- 消防団員自身が被災し必要な人員が不足、災害規模が増大するおそれがある。
- 消防団員の参集時間が遅れることにより災害が増大することもある。
- 活動中に被災することもある。
- 住民が組織する自主防災組織についても、核となる住民が被災してしまうことで、自主防災組織の機能が失われてしまうおそれもある。これらの状況により災害被災者救助や復旧等の災害対応が十分に行われないこともある。
- 消防本部・団の各機動庫等が倒壊により、車両が出動不可となる可能性がある。
- 大規模自然災害ともなると行政・消防・警察等の防災機関の被災も考えられ、その際、町災害対策本部と十分な連携が図れるかが危惧される。

現在の取組状況

- 常備消防の車両及び装備の充実強化。
- 町消防団については、消防団の入団促進に加え、車両の更新・装備の充実を図っている。
- 消防車庫耐震化 8%（R6）。

対応方策

- 町外からの緊急消防援助隊やDMA T等が円滑に活動できるよう、受入れ体制・運用体制の充実を図る。
- 災害発生時の救助・救急体制の絶対的不足に対処するため、消防団を充実強化する。
- 災害時に、消防団が的確に初動の判断・行動ができるよう、「安全・管理マニュアル」を策定する。
- 近隣市町村との連携を充実強化、相互応援訓練を実施する。
- 高野幹部交番における警察官の絶対数が不足した場合や、必要な治安維持体制の確保に備えるため、警察災害派遣隊の要請先である県と調整する。
- 救助・救援活動を円滑に実施するため、必要となる資機材、物資を迅速に調達できるよう民間事業者等との協定締結など連携を強化する。

- 災害発生時に効率的かつ円滑に人命救助や情報収集を行えるよう、必要な装備、資機材の整備、応援機関の車両の給油手段の確保など、環境整備を実施するとともに、災害警備訓練を実施する。
- 自衛隊が円滑に活動できるよう、受入体制・運用体制を構築する。
- 消防車等の資機材の充実を図る。
- 消防車庫の未耐震化の建て替えを実施する。また、災害リスクの高い施設については移転も検討する。
- 自主防災組織の意識の向上を図る。
- 町職員及び消防機関だけでは対応できない災害に対する自主防災組織の協力体制の確立。
- 避難所の運営規模に応じて、空間配置やルール、運営に必要な業務を体系化した「市町村避難所運営マニュアル作成モデル（改訂版）」を基に、避難所運営マニュアルを見直し、災害時に女性・子どもや障がい者等に配慮した避難所運営を行う。
- 県と連携して、自主的な避難所運営体制を確保するため、自主防災組織の代表者等を対象とした避難所運営リーダー養成講座を引き続き実施する。
- 一般の避難所における生活が困難な高齢者や障害のある人など、特別な配慮を必要とする人が適切な支援が受けられるよう、二次避難所として福祉避難所の設置を充実する。
- 災害によるショック、避難所生活でのストレス、将来への不安などにより心身に不調が生じている被災者のこころのケアを実施する。
- 感染症まん延防止のため、予防接種の接種率向上を促進する。
- 避難所運営が長期にわたる場合、高野山地区の宿坊寺院を避難所として活用するための協定を締結する。
- 県や防災関係機関等による救助・救援等の応援活動を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、訓練を継続して実施する。
- 防災関係機関との更なる連携強化を図るため、図上訓練及び職員参集訓練等の実践的訓練を継続して実施する。
- 孤立集落の状況を収集するため孤立可能性のある集落に配備している孤立非常通信無線を用いた通信訓練を継続して実施する。
- 自衛隊等の受入をスムーズに行い、災害対策本部を迅速に機能させるため、必要な執務スペース、備品等を確保する。
- 危機事象発生時においても、町民の生命・身体・財産を保護するための必要最低限の行政サービスを継続して提供できるよう、町役場各課において危機事象事業継続計画の見直しを実施する。
- 災害対策本部で災害対策に従事する職員の食糧を確保する。
- 災害時に防災拠点としての機能を十分に果たせるよう、庁舎を耐震化するか安全な場所に庁舎を移転する。
- 大規模災害に行方不明者等の把握や、身元確認するために必要な情報提供など、情報収集に努める。

- 遺体等の保管や多数検視に必要な場所を確保する。
- 大規模災害時に役場機能が著しく低下し、迅速かつ十分な災害対応が困難な場合、県の災害時緊急機動支援隊の受入などの調整を実施する。
- 県から派遣される「災害廃棄物処理支援要員」・「住家被害認定士リーダー」の受入などの調整を実施する。
- 感染症等の発生に適切に対応できるよう、水害時の流入等に対して具体的な消毒実施の知識を普及する研修等を実施する。
- 県により開催される「出張！県政おはなし講座」や「出張！減災教室」などの啓発講座を通じて、住宅の耐震化・家具固定・ブロック塀の安全対策など家庭や地域での防災・減災対策を一層促進する。
- 災害時において要援護者となる可能性の高い外国人に対して、災害発生時に通訳ボランティアと活動いただける方を養成する防災講座等を開催する。
- 平成26年3月に改訂した「学校における防災教育・安全指針」に基づき、自らの安全を確保するための判断力や行動力を育成する防災教育を充実させる。
- 学校（小学校・中学校・高等学校）と地域と連携した、より実践に即した避難（防災）訓練を広める。
- 生徒の防災意識を高めるとともに、災害時の避難先や避難経路について家族との話し合いを行い、あらかじめ決めておくため、避難カードの作成・配布を実施する。

指標		現状	目標
消防車庫の耐震化【再掲】		8%（R6）	100%（R20）
避難所運営マニュアルの見直し		100%（H30）	維持
避難所運営リーダーの養成		県により実施中	維持
指定又は協定締結した福祉避難所の設置		2箇所	維持
宿坊寺院の避難所としての協定締結		1件締結済	R10年までに締結
消毒等実施に係る研修会の実施		0回	R10までに2年に1回
県災害時緊急機動支援隊の受け入れ体制の調整		未実施	R10年度までに
業務継続計画 地震編【再掲】		策定中	R10中を予定
受援・応援計画		策定中	R10中を予定
外国語を話せるボランティア登録者数		0人	5人（R10）
小中学校での防災教育の実施校数		全ての小中学校	継続
地域と連携した避難（防災）訓練の実施率	小学校	継続	継続
	中学校	未実施	年／1回 予定
	高等学校	未実施	年／1回 予定

2 - 2 医療施設及び関係者の絶対的不足。被災地での支援ルートの途絶による医療機能の

麻痺

脆弱ポイントの具体的内容

- 本町には、公立診療所 2 機関、民間診療所 3 機関（うち 2 機関歯科）の 5 医療機関があるが、災害時に使用不可となるおそれがある。
- 日頃の地域医療は医療機関の連携により充実しているが、災害時にはどのような状態に陥るかわからない。
- 橋本保健所管内には、橋本市民病院・県立医科大学附属病院紀北分院・医療法人南労会紀和病院・医療法人博寿会山本病院があるが大規模災害時には緊急搬送できない可能性もある。
- 大規模災害の場合には、医師・看護師等の確保も困難となる。

現在の取組状況

- 災害時の医療救護活動に関する協定を一般社団法人伊都医師会と締結、救護班の編成及び派遣を要請するように定めている。
- 町地域防災計画において、災害拠点病院は「県立医科大学附属病院」・「日本赤十字社和歌山医療センター」・「橋本市民病院」となっている。
- 橋本伊都地域災害医療訓練を医療従事者及び行政職員等で年に 1 回実施している。（主催：伊都地方災害医療対策協議会）
- 橋本圏地域災害医療対策部会を発足（平成 28 年度に発足済）
- 地域災害医療対策本部運営の設置

対応方策

- 町内には、民間診療所が 3 機関あり、うち 1 医療機関は医科であるため、災害時における応援協定体制を構築する。
- 災害時のヘリポートとして、「高野町防災ヘリポート(最大駐機数 3 機)」・「旧高野山中学校グラウンド(最大駐機数 3 機)」・「高野山高等学校グラウンド(最大駐機数 3 機)」・「高野山森林公園ちびっこ野球場(最大駐機数 2 機)」・「高野山小中学校グラウンド(最大駐機数 3 機)」・「富貴小学校グラウンド(最大駐機数 2 機)」・「富貴防災ヘリポート(小型機 1 機)」の 7 個所を指定し、ヘリコプターによる緊急搬送体制を構築。各グラウンドは消防隊による砂塵予防の散水が必要。
- 災害発生時の医療提供体制を確保するため、診療所の耐震化を一層促進する。
- 災害時の救急を担う診療所の電力及び水を確保するため、自家発電装置及び貯水槽の設置等を一層促進する。
- 被災地で適切な医療・看護を提供するため、災害支援ナースの確保体制に備える。（2 名登録済み）

- 災害時における医療材料等の確保体制を確立する。（災害時における医療材料等の供給に関する協定を株式会社スズケン和歌山営業所（紀北事務所）と令和５年１月１９日締結済み）

指標		現状	目標
診療所の耐震化	高野山総合診療所	済	維持
	富貴診療所	済	維持
自家発電装置の設置	高野山総合診療所	９５KVA	維持
	富貴診療所	無	R10年度までに設置
災害拠点病院 （伊都・橋本地域）		（１箇所）橋本市民病院	連携の強化
災害支援病院 （伊都・橋本地域）		（２箇所）県立医科大学附属病院紀北分院・医療法人南労会紀和病院	継続
県緊急告示医療機関 （伊都・橋本地域）		（５箇所）県立医科大学附属病院紀北分院・橋本市民病院・医療法人南労会紀和病院・医療法人博寿会山本病院・町立高野山総合診療所	維持
災害時のヘリポートとしての発着地		（７箇所）高野町防災ヘリポート・旧高野山中学校グラウンド・高野山高等学校グラウンド・高野山森林公園ちびっこ野球場・高野山小中学校グラウンド・富貴小学校グラウンド・富貴防災ヘリポート	維持

事前に備えるべき目標その 3

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3 - 1 被災による大幅な行政機能の停止及び町職員・公共施設等の被災による町行政機能の不全

脆弱ポイントの具体的内容

- 町の行政中枢であり町防災の復興拠点である本庁舎は耐震化が未整備で大規模地震時に機能喪失が憂慮されている。
- 町職員も来訪者も被災するおそれがある。
- 職員が代替施設で使用するための P C やプリンター、その他事務用品等が備蓄・用意されていないため、復旧・復興業務に支障が出ることも考えられる。
- 関係機関である県庁、県振興局などが被災し、関連する町行政機能への支障となるおそれがある。
- 災害対策本部体制に従事する職員の食糧・飲料水の備蓄が行われていない。
- 町地域防災計画により、本庁舎が被災した場合の災害対策本部の代替庁舎はいくつかの公共施設を指定しているが行政業務全体の代替庁舎は決められていない。

現在の取組状況

- 被災により住民データなどの各種行財政データの滅失をしないよう、平成 30 年 3 月 1 日から町総合行政システムをクラウド化し、行財政データ等セキュリティ能力が高いデータセンターに保存している。
- 町総合行政システムのベンダーと災害時の復旧・対応の協定を締結し復旧のための対応及び事業継続の確保に努めている。
- 町地域防災計画にて有事の際の各関係行政機関と連携等を定めている。災害発生時の職員災害初動マニュアルを策定、職員へ配布している。
- 高野町業務継続計画(BCP)地震編を策定中 (R10)。

対応方策

- 役場庁舎、自家発電機整備済。
- 小型発電機を整備。(町庁舎 6 台・富貴支所 4 台)
- 被災時の代替施設でも行政事務のできる体制を整える。
- 職員の食料備蓄も検討する。
- 年 1 回の災害訓練の実施。
- 本庁舎の未耐震化の解消。

指標	現状	目標
災害対策本部体制に従事する職員の食糧	未確保	備蓄食糧 300 食、 飲料水 300 本 (R 10)
町本庁舎の耐震化	未実施	未定
災害発生時(地震)の災害対応業務初動 対応マニュアル策定と職員への配布	配布済	配布・徹底
町の防災活動の拠点となる本庁舎別館 に自家発電装置を整備、72 時間連続 運転できる体制を整備	整備済	整備済

事前に備えるべき目標その4

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4 - 1 電力停止による情報伝達の不備による避難行動の遅れで多数の死傷者の発生

脆弱ポイントの具体的内容

- 発電所からの送電停止や大規模自然災害による電柱の倒壊等により、長期的な停電が予想され復興業務に著しい妨げとなる。
- 町災害対策本部となる本庁舎や富貴支所に小型発電機や投光器を準備しているが、規模が小さく緊急時には局所的にしか役立たない。
- 送配電施設の被災による停電から情報通信の麻痺・長期停止のおそれがある。また、県は南海トラフ地震の津波被害で、電気は被災後1週間以上経過しても100%の停電状態、電話は被災後1ヶ月以上経過しても不通の状態であると想定している。

現在の取組状況

- 町災害対策本部となる本庁舎などに小型発電機や投光器を準備。小型発電機は町庁舎6台、支所4台、防災倉庫4台、各避難所14台・無線用14台準備。投光器は町庁舎内9台、支所12台、防災倉庫19台、各避難所35台を備蓄している。
- 町防災行政無線は、本庁舎に固定系親局1局・移動系基地局1局については、蓄電池や小型発電機で対応、固定系中継局1局・屋外拡声子局は約8時間分の電力を確保している。
- 電力確保が第一なので町災害対策本部となる町庁舎に小型発電機を6台、富貴支所に4台準備している。

対応方策

- 町防災行政無線固定系親局1局、移動系基地局1局。
- 災害発生により発電所や送電施設の被災による機能停止から情報通信の麻痺・長期停止のおそれがあり、情報が的確に伝達する体制を構築。
- 県防災衛星電話や衛星電話の活用。
- 通信用電力確保、発電機の機能確保、燃料確保について町内ガソリンスタンドに災害対策本部への協力要請を行う。
- 町防災行政無線が使用不能に陥ることを想定して、ホームページへの災害情報等の掲載やエリアメール等、インターネットによる情報伝達を活用していく。

指標	現状	目標
----	----	----

防災ラジオの全戸配布	100% (H28)	継続
防災対応の拠点となる町庁舎への大型発電機の設置	設置済	設置済
町内ガソリンスタンド事業者との協定締結	未締結	R 10

4 - 2 町防災行政無線施設の損壊による情報提供機能の長期停止

脆弱ポイントの具体的内容

- 町から住民に各種情報を伝達する防災行政無線基地局が被災し機能不全となるおそれがある。
- 災害発生時の電話の使用制限等により、町災害対策本部と関係機関との通話困難、避難施設との情報共有に不具合が生じる。
- 職員の参集が遅れ、避難指示等の情報伝達が遅れてしまうおそれがある。

現在の取組状況

- 町防災行政無線(固定系)の再構築(デジタル・アナログ併用システム)。
- 緊急放送が受信できる防災ラジオを全戸に配布 (H29)
- 孤立集落との非常時通信を確保、14 地区 (H29)
- 町庁舎に衛星携帯電話 3 台、支所に衛星携帯電話 1 台 (H 30)
- 町防災行政無線は固定系親局 1 局・中継局 1 局 (H30)
- 移動系防災無線は町庁舎に基地局を設置、車載局 21 台、携帯局 12 台、孤立集落通信用 14 台、非常時通信用 4 台との通話が可能 (H 30)

対応方策

- 住民に各種情報を伝達する町防災行政無線が被災し機能不全となった場合の対策として、広報車や防災ラジオやメール配信などの情報伝達手段を検討する。
- 防災行政無線が使用不能に陥ることを想定して、ホームページへの災害情報等の掲載、エリアメールによる情報伝達を活用する。

指標	現状	目標
防災ラジオの全戸配布 【再掲】	100% (H28)	継続
町防災行政無線	固定系親局 1 局・中継局 1 局 (H30)	デジタル化
難聴地区世帯における戸別受信機設置率	100% (H30)	維持

事前に備えるべき目標その5

大規模自然災害発生直後であっても経済活動を機能不全に陥らせない

5 - 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止により安定的な供給の停止

脆弱ポイントの具体的内容

- 道路等の交通網が寸断し物資が配送できないおそれがある。
- 備蓄建物や輸送手段の被災により、住民に届かないおそれがある。
- 大規模災害が発生した場合、水の確保ができないおそれがある。上水道施設の浄水場 2 箇所は耐震化が済んでいるが、配水池 2 箇所は耐震診断ができていない。
- 上水道の管路の耐震化率は 25%未滿となっているため、大規模地震が発生した場合に水の供給ができないおそれがある。

現在の取組状況

- 住民に 1 週間分の食料備蓄を要請している。
- 飲料水の供給には、災害時対応応急飲料水袋 (6ℓ × 1,000 枚) により対応する。
- 浄水場に給水タンク 2 基 (2 t ・ 1.0 t) 配置。
- 災害時応急資機材の確保や応急給水支援訓練を実施する。
- 長野県高森町と災害時の応援協定締結済
- 備蓄用食料 (アルファ米 ごはん 3,440 食・ビスコ 1,380 食・パン 1,800 食) を備蓄 (R7)
- 保存飲料水 0.5ℓ × 13,132 本 (R7)

対応方策

- 「町地域防災計画」に記載されている対応、給水活動は 7 日間、最長 7 日間の炊き出し、食品の給付を実施する。
- 町内食料販売店やコンビニに災害時の支援を要請。
- 支援物資の搬送等については町内運送業者に輸送を要請。
- 住民に 1 週間分の食料備蓄を要請。
- 町内食料販売店やコンビニと災害時応援協定の締結。
- 町内運送業者と災害応援協定の早期締結。
- 被災した施設の早期復旧を図るため、関係企業等と災害時復旧に伴う協定締結を促進。
- 県との被災状況伝達訓練や近畿ブロック情報連絡訓練実施し、災害時の応急体制を充実。
- 水道水等の供給を早期に再開するため、管路、浄水施設、配水池等の水道施設の耐震化等を一層促進。

- 被災した施設の早期復旧を図るため、関係企業等と災害時復旧に伴う協定締結を促進。
- 災害時応急資機材の確保や応急給水支援訓練を実施。
- 農業集落排水施設の機能診断による老朽化対策、耐震化を一層進める。
- 浄化槽台帳システムの整備を進め、設置・管理状況の把握を促進する。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を一層促進する。
- 下水道事業継続計画（BCP）の策定を促進するとともに、下水道施設の耐震化、老朽化への対策を一層進める。
- 災害時対応応急飲料水袋 6ℓ × 7,000 枚) (R2)
- 給水 2t タンク 2 基による水輸送
- 農業生産者に必要量の保有米を提供要請

指標	現状	目標
基幹管路の耐震適合率	25%	100%（R10）
耐震性を有し、緊急遮断弁設置済の配水池	3 箇所中/1 箇所 33%	100%（R10）
浄水場の耐震化率	3 箇所中/0 箇所 0%	100%（R10）
応援協定等の締結数	2 件	継続
浄水場の非常用電力等の確保	3 箇所中/3 箇所 100%	継続
下水道業務継続(BCP)計画の策定	簡易版策定済（H28）	策定（R10）
地震対策上重要な下水管渠における耐震対策実施率	0%	20%（R10）
農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断実施割合	100%	R10
浄化槽台帳システム整備	0%	100%（R10）
応援協定等の締結数	2 件	維持
下水処理場の非常用電力等の確保	3 箇所中/2 箇所 66%	移動用の発電機にて対応
非常用浄水器の購入 1 台	無	R10

5 - 2 金融サービス等の機能停止による行政機関や各家庭に甚大な影響が発生する事態

脆弱ポイントの具体的内容

- 町指定金融機関は、(株)紀陽銀行で災害等により機能停止となった場合、公金の出し入れが不可能となり町出納業務に支障を来す。
- 町内の金融機関は、紀陽銀行、南都銀行、JA の 3 か所、特定郵便局 2 か所である。大雨による浸水や地震による倒壊、通信網の障害や停電等で機能不全となるおそれがある。

現在の取組状況

- 町指定金融機関である(株)紀陽銀行の事業継続(BCP)計画は策定済(H22)
- 町内の(株)南都銀行の事業継続(BCP)計画は策定済(H20)
- 町内の JA の事業継続(BCP)計画は策定済(H20)

対応方策

- 町の指定金融機関は、(株)紀陽銀行であり災害等により機能停止となった場合、出納業務は不可能となり町出納業務に支障がでる。指定金融機関の事業継続計画(BCP)を検討し、バックアップとしてのサブバンク的な金融機関の指定も検討する。
- 移動銀行(ATM)も検討する。
- 個人的な資金確保については、銀行等が使用できない場合でも「コンビニエンスストア」が使用できる可能性もあるが、預金引き出しが不可能となる場合も想定し必要最小限のお金を避難袋等に用意するように啓発する。

指標	現状	目標
金融機関への業務継続体制の推進	業務継続計画は策定済	業務継続計画見直し及び更新に向けた推進

事前に備えるべき目標その6

大規模自然災害発生後であってもライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6 - 1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油等の燃料サプライチェーンの機能停止

脆弱ポイントの具体的内容

- 道路網の被災により社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止が考えられる。
- 末端供給拠点のガソリンスタンドの被災による供給の停止。
- 電力供給に欠かせない電線や電柱の損壊による電力の停止。
- ガソリン等の燃料供給の確保ができていない。

現在の取組状況

- 町内のガソリンスタンドと燃料供給の協定締結予定（R 2）。
- 県 LP ガス協会橋本伊都支部と災害時における LP ガス等の供給に関する協定締結済。

対応方策

- 災害時の電力確保のため、電力供給事業者である関西電力との連携強化を図り、災害時での復旧に努める。
- 役場においては、電力供給対策として、太陽光発電施設の整備等関係機関と協議する。
- 自家発電装置の強化とそれに伴う燃料の確保に努める。
- 燃料確保については、危険物基準に則り 72 時間程度の確保に努め、地元ガソリンスタンドとの支援協定を締結、連携を密にする。

指標	現状	目標
発電機燃料 72 時間分の確保	未確保	R 10
各事業所との連携訓練	未実施	年 1 回以上実施
燃料供給の協定締結	未締結	R 10 締結

6 - 2 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

脆弱ポイントの具体的内容

- 他市町村とのアクセス道路は 5 路線あるが状況によって、孤立してしまう可能性が大きい。
- 町内においては救助・救急、医療活動のためのエネルギー備蓄は行っていない。エネルギー供給に必要なインフラ施設の被災により、供給が長期にわたり途絶する可能性がある。
- 周辺集落への道路の大半は急峻な山沿いにあり、土砂崩れ等により通行不能になる可能性があり孤立するおそれがある。
- 大規模災害により国道や県道が被災し、色々な物品の供給が途絶する可能性がある。
- 救助・救急、医療活動に使うエネルギー備蓄施設の整備については、用地の確保や財源、技術、備蓄に要する各種資格を有する人材の確保等が困難である。

現在の取組状況

- 高野山総合診療所の自家発電設備。(95 ℓ/分 燃料 80 ℓ)

対応方策

- 燃料の確保が必要であるため、地元ガソリンスタンドと連携を密にし、燃料供給に不備の無いように努める。
- 燃料輸送が途絶する可能性もあることから、関係機関との連携を密にし、BCP 策定を要請する。
- 避難施設で必要な燃料の調達を確保する。

指標	現状	目標
町の避難施設における石油貯蔵	無	R10

事前に備えるべき目標その7

～制御不能な複合災害・二次災害を発生させない～

7-1 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

脆弱ポイントの具体的内容

- 町内の山間地域にある集落への道路は急峻な山沿いにあり、がけ崩れ・土砂崩れ・倒木等により通行不能になる可能性や停電のおそれがある。
- エネルギーの長期途絶が心配される。
- 大規模災害により国道や県道の被災により、色々な物資の供給が途絶する可能性がある。

現在の取組状況

- 通信が途絶えた場合に備え可搬式移動系防災無線(大滝集会所・西ヶ峯藤田宅・高根集会所・杖ヶ薮龍福寺・相ノ浦集会所・神谷集会所・西細川消防器具庫・東細川消防器具庫・西郷集会所・花坂多目的集会所・湯川集会所・下筒香集会所・中筒香集会所・筒香多目的集会所)の14箇所に設置、小型発電機も準備している。また、各地区の避難場所には食料等も備蓄している。

対応方策

- 町内の山間地域にある集落への道路は急峻な山沿いにあり、土砂崩れにより通行不能になる可能性があるため、災害時の予防策を講じる。
- がけ崩れ対策として、がけ崩れ防止施設を整備する。
- エネルギー長期途絶が心配されるため、供給路等の対策を講じる。
- 孤立可能性集落の安全確保 14 地区、通信の確保のため可搬式防災行政無線を設置、小型発電機も準備。また、避難場所には食料等を備蓄。
- 必要な箇所に可搬式移動系防災無線を早急に設置する。
- 土砂崩壊危険地域の改善進捗率及び目標を確認。

指標	現状	目標
町の避難施設における石油貯蔵【再掲】	無	R10

7-2 ため池等の損壊、機能不全による二次災害の発生

脆弱ポイントの具体的内容

- 本町域には、老朽化したため池 5 か所（内 3 箇所は防災重点ため池）、受益面積 9.0 ha あり、各水利組合がその維持管理に当たっているが、危険度の高いため池から順次整備することが望ましいが、ため池整備について受益者負担や離農者の増加による受益者が減少する等、整備や維持管理等課題となっている。
- ため池などの決壊による二次災害の発生が考えられる。

現在の取組状況

- 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく防災重点ため池 3 箇所。
- 土砂災害防止法に基づく現地調査を実施（H24～H31）

対応方策

- 防災重点ため池から順に地元と調整しながら順次改修計画を策定し整備を図る。
- ため池などの決壊による二次災害の発生が考えられるため、災害時の危機意識の向上を図る。
- 町地域防災計画に記載している重要水防箇所にはため池等の対策を記載。
- 浸水想定区域図又はハザードマップを活用周知させる。
- 自然災害から人命、財産を守るため防災重点ため池の浸水想定区域図を早期に完成させ、下流域住民に周知することで災害時に対しての危機意識の向上を図る。

具体的事業

- 農村地域防災減災事業（3 箇所）の浸水想定区域図等の調査作成。
- 農業水路等長寿命化・防災減災事業による未使用ため池の廃止。

指標	現状	目標
浸水想定区域図等の調査	未	R 10
町地域防災計画の修正（ため池）	修正中	R 10

7 - 3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱ポイントの具体的内容

- 農地及び農業用施設等については、高齢化や担い手確保難及び鳥獣被害等により地域の共同活動や農地及び農業用施設の保全管理が困難となりつつある。
- 相続未登記の山林が多く又、不在地主が多く間伐等の手入れが行き届いていない山林が多く、山腹崩壊等の災害が発生しやすい状況にあり、災害発生時には所有者等の特定が困難。

- 農地・森林等の保水率低下による浸水被害の低減や、農業、農村の多面的機能の維持、発揮のため、農地・農業用施設等の保全活動や森林整備の推進が必要。

現在の取組状況

- 農地については、多面的機能支払交付金制度を活用し、活動組織の強化と地域共同活動を推進し、農地の維持と農業資源の向上を図っている。
- 森林の整備及び保全整備を推進するため、森林整備等事業補助金を活用し、森林経営の質的充実と一層の水源涵養機能の発揮を促している。
- 農地及び森林等について鳥獣被害を防止するため、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、鳥獣被害の軽減を図っている。
- 山地災害の防止や山林火災予防等の対策のため、治山事業（県営）や林業・木材産業化促進対策を推進している。

対応方策

- 農地の耕作放棄地を無くすため各種施策を取り入れ、農地の保全管理に努める。
- 農業や林業の担い手確保するため各種施策を取り入れ、農業・林業の維持に努める。
- 「森林経営計画等」に基づく間伐・保育を実施しながら、森林組合等や県林業部局と連携して、適切な森林経営管理を推進し、災害に強い山づくりを実施する。
- 山地災害防止のため、治山事業（県営）を推進していく。
- 間伐・下刈り等の保育を地元森林組合等の林業事業体に委託して実施する。
- 荒廃地対策を継続しつつ、永年性作物等の栽培推進について、関係者とともに、検討・整備を進める。
- 14 中山間集落(1,569 ha)・多面的機能支払交付金 1 団体(6.16 ha)に対し、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する。
- 県、農業協同組合等と協力し、農地中間管理事業による農業担い手の確保を推進する。
- 農地及び森林等について鳥獣被害を防止する
- 農業水利施設等の機能を維持するため、機能診断を踏まえた保全対策等を一層促進する。
- 森林の持つ公益的機能を維持するため、間伐等の森林整備等を一層促進する。
- 被害を受けた農地の早期復旧を支援するため、国・県の災害復旧事業の査定等を迅速に進める。
- 被災した農林産業者の早期事業再開と事業継続を図るため、県の融資制度等を活用する。

具体的事業

- 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用。
- 森林環境保全整備事業を実施。
- 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金を活用し森林の多面的機能の維持・増進に取り組む。

- 老朽化した林野火災機材の更新を林業・木材産業成長産業化対策交付金を活用し整備する。
- 地域住民又は森林所有者等が協力して森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、森林の保全管理や森林資源の利用等に取り組む。
- 農業水利施設の機能の安定的な発揮かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を行う。
- 農業・農村の多面的機能の発揮・維持増進を図るため、引き続き多面的機能支払交付金制度を活用する。
- 山地災害防止のため、治山事業（県営）を推進する。

指標	現状	目標
多面的機能支払交付金取組団体	1 団体 6.16ha (H30)	2 団体 19.31ha (R10)
耕作放棄地面積	25.6ha (17.5%) (H30)	16%に整備 (R10)
農地集積面積	6.6ha (4.5%) (H30)	10.0 ha (6.8%) (R10)
ほ場整備面積	0ha (0%) (H30)	12.41ha (8.5%) (R10)
森林経営計画認定面積	2,078ha (19.4%) (H30)	3,500ha (R10)
鳥獣による農林水産業等に係る被害	1,016 千円 116a (H30)	812 千円 93a (R10)
有害鳥獣捕獲数（イノシシ等）	95 頭(H30)	200 頭(R10)
鳥獣侵入防護柵整備延長	1,514m(H30)	2,000m(R10)
農業担い手の確保	0 人(H30)	2 人(R10)
農業水利施設の減災対策（老朽化施設の更新）	検討開始(H30)	1 0 箇所(R10)
森林整備面積（間伐等）	134ha(H30)	200h a (R10)
住家隣接危険森林の整備	1 箇所	1 0 箇所(R10)

事前に備えるべき目標 8

大規模自然災害発生後であっても社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整理する

8 - 1 鉄道・道路の基幹インフラ損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱ポイントの具体的内容

- 幹線交通が、災害発生により破壊され、主要道路の法面崩壊、橋梁の被災による通行止めなどが発生。
- 町内住宅密集地においては、住宅倒壊による通行止め。
- 町内建設業者の人手不足による復旧活動の遅れ。
- 主要道路の被災に伴う物資の供給等の遅れによる復興の停滞。

現在の取組状況

- 町管理道路の維持補修と危険箇所の巡視活動。町地域防災計画により災害時の交通輸送計画の策定。
- 橋梁点検・修繕計画の策定。
- 道路舗装修繕計画の策定。
- 建物の耐震診断、耐震補強の推進。

対応方策

- 町地域防災計画の交通輸送計画に定めている災害時の輸送方法の強化に取り組む。
- 災害にあった道路等を啓開するため、地元建設業者等と手段を講じておく。
- 橋梁の損壊や道路斜面の崩落・落石により道路が寸断するおそれがあることから、橋梁の耐震化や道路斜面对策を引き続き実施する。
- 災害に強い、地域経済や防災力を高める道路ネットワークを形成する。
- 災害発生時には、応急対応要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行う必要があるため、指定された緊急輸送道路の整備を推進する。
- 緊急輸送道路沿いの老朽建築物の対策を図る。
- 林道の開設・改良、林道橋等の老朽化対策を実施する。
- 狭あい道路の解消（拡幅等整備）を促進する。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する。

指標	現状	目標
町の地籍調査進捗率	23% (H30)	100% (R17)
町道橋梁修繕率	54% (H30)	80% (R10)
町管理道路の維持補修	随時修繕	随時修繕
トンネル修繕率	17% (R 1)	60% (R10)
主要道路の無電柱化率	80%	95% (R10)

具体的事業

- 高野町長寿命化修繕事業（橋長 15m 以上）（全体事業費 227 百万円）
- 高野町長寿命化修繕事業（橋梁 15m 未満）（全体事業費 130 百万円）
- 高野町橋梁点検事業（全体事業費 48 百万円）
- 高野町町道修繕事業
- 高野町林道修繕事業
- 高野町町道改良事業
- 高野町林道改良事業
- 高野町トンネル点検事業（全体事業費 15 百万円）
- 高野町トンネル修繕事業（全体事業費 20 百万円）
- 高野町無電柱化事業（全体事業費 420 百万円）
- 高野町法面修繕事業（全体事業費 100 百万円）
- 高野町道路舗装修繕事業
- 高野町林道施設長寿命化事業
- 高野町町道施設耐震化事業
- 高野町林道施設耐震化事業

8 - 2 上水道・飲料水の長期間にわたる供給停止

脆弱ポイントの具体的内容

- 水道施設の経年劣化が進んでいるため、大規模災害が発生した場合の水の確保ができないおそれがある。高野山上水道の浄水場 2 箇所、配水池 2 箇所は耐震設計で施工できていない。
- 水道の管路の耐震化率は 25%未満となっているため、大規模地震が発生した場合飲料水の供給ができないおそれがある。
- 富貴簡易水道の浄水場・配水池は、耐震設計で施工できていない。

現在の取組状況

- 飲料水の供給には、災害時対応応急飲料水袋で対応。
- 給水タンクによる飲料水の供給。
- 随時、老朽化した水道施設の更新を実施。
- 管路耐震化・更新計画を策定、令和 3 年度から更新を実施。

対応方策

- 水道の管路の耐震化率は 25%未満となっているため、大規模地震が発生した場合飲料水の供給ができないおそれがあるため給水活動ができるように管路等の更新を図る。
- 飲料水確保の観点から、小型浄水器の購入も検討する。
- 地下水の利用も検討する。
- 飲料水の供給には、災害時対応応急飲料水袋(6ℓ×1,000 枚)により対応する。
- 浄水場から給水タンク車による水輸送。
- 雑用水については、町内の井戸や溪流水の確保に協力いただき、地区内での活用をお願いする。
- 高野山地区の上下水道 BCP 計画を策定する。

具体的事業

- 水道施設の耐震化を行う。
- 上下水道 B C P 計画を策定し、災害時の上下水道機能を維持する。

指標	現状	目標
上水道管路耐震化適合率	25% (H30)	30% (R 10)
災害時対応応急飲料水袋	6ℓ×1,000 枚 (R6)	6ℓ×7,000 枚 (R 10)
給水タンク確保	2 t×1 基・1 t×1 基 (H30)	2 t 2 台 (R 10)
町内指定工事店と連携訓練の実施	未実施	1 回/年
飲料水兼用防火水槽の設置	未設置	R 10 設置

8 - 3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止とそれに伴う感染症の発生

脆弱ポイントの具体的内容

- 農業集落排水・特定環境下水道の処理施設は、耐震設計で施工できている。公共下水道の処理施設等については耐震設計で施工できていない。大規模地震が発生すれば被災する可能性がある。
- 合併処理浄化槽の被災による衛生環境の悪化。

現在の取組状況

- 公共下水道の耐震設計が出来ていない施設については、耐震計算を実施、耐震化を図る。
- 高野山下水処理場の長寿命化対策事業を実施し、施設の延命化をはかる。

対応方策

- 農業集落排水・公共下水道(特環)の施設については、耐震設計で施工できているが、公共下水道の処理場については耐震設計で施工できていない。大規模地震が発生すれば使用できない可能性がある。
- 災害時でも住民生活に支障が出ない対策が必要であり、安定した汚水処理計画を推進する。
- 公共下水道・農業集落排水事業・合併処理浄化槽の被災による衛生環境の悪化による感染症の予防の為、消毒等により早急に対応する。また、一般廃棄物収集業者と災害時に廃棄物の収集、運搬、処理を迅速に実施できるよう、災害協定を締結し対応する。
- 公共下水道については、令和３年度に下水道業務継続(BCP)計画を策定。
- 水道事業者との連携訓練の実施。
- 公共下水道（高野山処理区）において雨水管理総合計画を策定する。
- 高野山下水処理場・ポンプ場・管渠等の耐震化を進める。
- 高野町下水道ストックマネジメント計画を策定。
- 下水道施設（処理場・ポンプ場・管渠等）について設備の更新を行う。

具体的事業

- 台風や集中豪雨による浸水対策事業及び内水ハザードマップ作成。
- スtockマネジメント計画を策定し、下水道施設の老朽化対策、延命化及び耐震化を図る。
- 上下水道BCP計画を策定し、災害時の上下水道機能を維持する。
- 雨水総合管理計画を策定し、地区ごとの浸水リスクを評価し、下水道による浸水対策を実施すべき区域等を定め、気候変動の影響を踏まえた計画を立案する。

指標	現状	目標
公共下水道の耐震診断率	0%	50%(R10)
下水道業務継続(BCP)計画の策定【再掲】	簡易版策定済 (H28)	策定(R10)

8 - 4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱ポイントの具体的内容

- 大規模災害が発生した場合、周辺環境の悪化や後の選別処理の困難化をまねく。
- 仮置き場の確保と運営体制、仮置き場に係る情報の周知を早期に行う。

現在の取組状況

- 大規模災害による被害想定では、がれき等の処理が重要となってくることから、塵芥処理センターを集積場所と位置づけている。
- 高野町災害廃棄物処理計画を策定中。（R1）
- 和歌山県と(社)和歌山県産業廃棄物協会（現、(一社)和歌山県産業資源循環協会）と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」（平成 18 年 7 月締結）に基づき、今後予想される大規模災害時に発生する大量の災害廃棄物処理に関する覚書を（(一社)和歌山県産業資源循環協会）と締結している。（R1）

対応方策

- 大規模災害が発生した場合、通常の処理能力を超えたがれき等（倒壊した家屋や各種施設からのもの）の発生が見込まれるため道路の開通をめざし、町所有の土地に仮置きする。その後、町指定の処分場にて分別を行い最終処分とする。
- 災害廃棄物の処理を迅速に進めるため、災害廃棄物処理計画の策定等、処理体制の構築を県と連携して実施する。
- 派遣された県職員、処理業者等が災害廃棄物処理スキームを作成し、発生現場での災害廃棄物の分別の徹底や最終処分量の低減をしたうえで、広域調整などの対応を積極的に行い、処理の迅速化を図る。
- 災害により倒壊した建築物から飛散するアスベスト、土木施設に含まれる PCB 含有物の被害を防止するため、県と連携してアスベスト建材を使用している建築物、PCB 含有物が含まれる土木施設の特定を進めるとともに、災害時における適正処分にかかるマニュアルを策定する。
- 事前に公共施設（建築物、土木施設）のアスベスト対策、PCB 含有物の撤去を実施する。

具体的事業

- 災害廃棄物処理計画策定（R1）5～10 年ごとに見直し改定版の検討を行う。
- 仮置き場候補地の増大をはかる。
- 土木施設（橋梁等）の PCB 含有物の撤去をはかる。

指標	現状	目標
仮置き場所の設置（面積 20,000 m ² ）	未	R 10 までに
高野町災害廃棄物処理計画の策定	未策定	R 10 策定

8 - 5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

脆弱ポイントの具体的内容

- 文化財が多数あり地域資源となっている本町で、災害等における資産の喪失により 1200 年の歴史に基づく地域独自性が失われ、地域の活力が減退する。
- 町の資源である文化財についての状況把握が不十分であり、災害発生時の文化財保護、復旧活動に支障が生じる恐れがある。

現在の取組状況

- 文化財の所有者・管理者、消防本部、教育委員会共同で消火訓練や防災啓発行事を実施し、防災意識の向上を図っている。
- 世界遺産の構成要素である参詣道を随時巡視し、環境保全に努めている。
- 文化財の耐震化、防災設備の整備状況について、所有者との情報共有に努め、適切な対応方法について指導を行っている。

対応方策

- 文化財の耐震、防災設備の整備を支援するとともに、整備完了までの当面の対処方針等を所有者と共同で策定する。
- 町内所在の文化財の悉皆調査を実施することで、保護すべき未指定文化財等の状況把握に努める。
- 災害発生時に適切な対応ができるよう、各文化財の保存活用計画の策定支援を行う。

指標	現状	目標
参詣道の巡視及び修繕回数	年 12 回	年 15 回

(参考)

■ 風水害避難先の安全レベル設定

土砂災害や浸水被害の可能性、施設の階層、構造等を考慮し、3段階のレベル設定

避難先レベル3(☆☆☆)	土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全な避難先
避難先レベル2(☆☆)	土砂災害や浸水が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難先
避難先レベル1(☆)	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がある避難先
避難先レベル1(☆)注	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がより高い避難先

■ 避難指示等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	全員避難 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 < 町から避難指示が発令された場合 > ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

■ 避難指示等の判断基準・伝達モデル基準の策定

3 時間後、12 時間後までの情報を基に、高齢者等避難・避難指示等の発令を意識する基準を設定

- (1) 初期情報等を分析した予測ベースでの発令
- (2) 空振りをおそれず避難指示等を発令
- (3) 土砂災害が発生した場所や、前兆現象が確認された場合には直ちに発令
- (4) 避難が夜間になりそうな場合には、明るいうちに警戒レベル3（高齢者等避難）を発令
- (5) 住民伝達時における緊迫感のある表現

計画書の中に出てくる単語の説明

文中の言葉	説明
リスクシナリオ	その事態を発生させるきっかけ（脅威原因事象）」と「その結果もたらされる損失・被害の可能性（リスク結果事象）」の2つの要素の組み合わせから構成されます。
サプライチェーン	日本語で「供給 連鎖」と訳され、 原材料・部品 等の調達から、生産・流通を経て消費者 に至るまでの 一連の流通の流れ
J－A L E R T	J-アラートとは、人工衛星と市町村の防災無線を利用して緊急情報を伝える「全国瞬時警報システム」の通称。 地震や津波、弾道ミサイルの発射など、すぐに対処しなくてはならない事態が発生した際に、国から住民に直接、速やかに情報を知らせることを目的に、総務省消防庁が整備。
P C	パーソナルコンピュータ・プリンター・印刷機
クラウド化	クラウド化とは、企業の情報システムなどで、自社内にコンピュータを設置して運用してきたシステムを、インターネットやVPN を通じて外部の事業者の クラウド サービスを利用する形に置き換えること。
ベンダー	「売り手」を意味する英語、直接の語義としては製品の供給業者を指す。 製造元から購入している業者の場合もあれば、製造業者を含めてこの語を使う。
B C P 計画 (事業継続計画)	災害や事故など不測の事態を想定して、 事業継続の視点から対応策をまとめたもの。 危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動 計画 のことです。
アルファ米	お米を炊き上げた後、乾燥させた米 。 お湯か水を注ぐだけで、煮炊きせずにご飯ができあがるご飯。